

証券コード 9674
平成25年6月12日

株 主 各 位

横浜市中区桜木町三丁目7番2号
花月園観光株式会社
代表取締役社長 松尾嘉之輔

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区日本大通11番地
横浜情報文化センター 6階 情文ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第76期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kagetsuenkanko.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要や政権交代による期待感から、緩やかな回復基調にはあるものの、欧州の債務危機や新興国経済の減速により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社が事業の主体をおく競輪業界におきましては、ガールズケイリンの復活が注目されたものの、本場入場人員及び購買単価の減少傾向が続くなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

当社においては、東日本大震災により長期休業となった、当社関連のサテライトが通年営業となりましたが、南相馬市所在のサテライトかしまについては、福島第一原子力発電所事故の影響により、営業再開を果せない状況が続きました。

このような状況のもと、当社は各サテライトの更なる効率的な管理・運営や、新規運営受託・コンサルタント業務の獲得に努め増収を図るとともに、東京電力株式会社に対する営業補償請求を継続し、一方では、役員報酬及び社員人件費カットの継続等による諸経費の削減を行い、6期ぶりの営業利益を確保いたしました。また、関連会社の株式会社シティーリゾートが、2月25日付をもって、地方競馬場外発売所「ジョイホース浜松」のオープンを果たし、競輪以外の公営競技進出への一歩を踏み出しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、3億3百万円（前期売上高3億8百万円）、営業利益1千6百万円（前期営業損失5百万円）、経常利益は、助成金収入等の計上により、2千2百万円（前期経常損失8千8百万円）、当期純利益は、東京電力株式会社からの受取補償金の計上等により、1億4千万円（前期当期純利益9千2百万円）となりました。

当期末の配当につきましては、財務状況等を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫びを申しあげますが、見送りとさせていただきますようお願い申し上げます。

部門別の概況は次のとおりであります。

<サテライト部門>

サテライト部門におきましては、ナイター発売日数を増加させ増収に努めたものの苦戦し、サテライト石鳥谷の売上高は、購買単価の減少により前期比9.2%減の5千2百万円、サテライト水戸の総合運営管理業務受託収入等は、通年営業により、前期比41.1%増の4千9百万円、株式会社サテライト横浜からの業務受託収入は、開催日程の影響もあり、前期比5.6%減の1億8千3百万円となりました。尚、サテライトかしまは通年休業いたしました。

以上の結果、サテライト部門の売上高は、前期比2.3%減の2億8千6百万円となりました。

<営業部門>

営業部門におきましては、地方競馬の場外発売所であるジョイホース関係の売上高が、一部受託金額の増額等により、前期比3.1%増の1千6百万円となり、また、コンサルタント業務収入として1百万円を計上いたしました。

以上の結果、営業部門の売上高は、前期比12.6%増の1千7百万円となりました。

② 設備投資の状況

イ. 当事業年度中における設備投資

本社ITシステム機器更新工事（4百万円）

ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、滅失

電話加入権の処分（2百万円）

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 73 期 平成21年度	第 74 期 平成22年度	第 75 期 平成23年度	第76期(当期) 平成24年度
売 上 高	1,602,541千円	613,511千円	308,642千円	303,800千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	△ 98,457千円	△ 306,633千円	△ 88,661千円	22,626千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△ 863,803千円	△2,232,115千円	92,567千円	140,818千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△ 49.10円	△ 126.89円	5.26円	8.01円
総 資 産	6,511,140千円	4,500,439千円	1,342,823千円	1,366,893千円
純 資 産	2,811,731千円	572,496千円	662,553千円	809,873千円

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境は、ファンの高齢化の影響からも、車券売上高の減少傾向に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況のもと、サテライト部門においては、サテライトかしま営業再開後の自社地有効活用を最重要課題とし、また、既存の各サテライトにおける、インターネット投票コーナーの設置や他公営競技の投票券も発売する複合型場外化の推進、独自のファンサービスの実施等により増収を図るとともに、関係各団体との連携を更に密にし、より良い発売日程の確保や新規場外発売所の開設にも積極的に取り組んでまいります。

営業部門においては、競輪事業で培ったノウハウを活かし、場外発売施設の運営受託・コンサルタント業務の更なる獲得に努め、増収を図ってまいります。

また当社は、サテライトかしま休業に伴う東京電力株式会社からの補償金2億8千6百万円（対象期間平成23年3月～平成25年2月）の受領を完了し、今後とも、売上高減少に伴う営業補償請求を継続してまいります。

更には、費用対効果を踏まえた上での経費削減と業務改善により、収益力の向上に努め、一日も早い復配と東京証券取引所における上場維持に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご指導とお力添えを賜りまますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社の主要な事業は、サテライト (競輪専用場外車券売場) の賃貸・運営であります。

(6) 主要な事業所 (平成25年3月31日現在)

名	称	所在地
サテライト	石鳥谷	岩手県花巻市
サテライト	かしま	福島県南相馬市

(7) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	0名	50.7歳	17.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	220,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,666,000株 (自己株式80,885株を含む)
(3) 株主数 1,657名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社東京ドーム	4,198千株	23.9%
株式会社松尾工務店	3,544	20.2
神奈川県	1,296	7.4
横浜市	966	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	812	4.6
日本証券金融株式会社	667	3.8
株式会社横浜銀行	624	3.6
横須賀市	555	3.2
楽天証券株式会社	197	1.1
松戸公産株式会社	150	0.9

(注) 持株比率は自己株式 (80,885株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 尾 嘉之輔	管理部門担当 株式会社サテライト横浜代表取締役社長
代表取締役副社長	倉 橋 茂	営業部門担当 株式会社サテライト横浜取締役
取 締 役	小 谷 昌	京浜急行電鉄株式会社代表取締役会長 横浜新都市センター株式会社代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社社外取締役
取 締 役	松 尾 文 明	株式会社松尾工務店代表取締役社長
取 締 役	朝 井 正 昭	
常 勤 監 査 役	下 島 正 志	
監 査 役	神 田 政 登	
監 査 役	新 村 和 弘	株式会社松尾工務店取締役企画開発副本部長

- (注) 1. 取締役小谷 昌、松尾文明、朝井正昭の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神田政登、新村和弘の両氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- ①常勤監査役白井康雄、社外監査役舩江秀一の両氏は、平成24年6月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ②常勤監査役下島正志、社外監査役新村和弘の両氏は、平成24年6月28日開催の第75回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
4. 当社は、取締役小谷 昌氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3)	29,910千円 (3,150)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	7,737 (2,100)
合計 (うち社外役員)	10 (6)	37,647 (5,250)

- (注) 1. 上記には、平成24年6月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬額が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額130百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額14百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小谷 昌氏は、京浜急行電鉄株式会社の代表取締役会長及び横浜新都市センター株式会社の代表取締役社長並びに日本空港ビルデング株式会社の社外取締役を兼務しております。横浜新都市センター株式会社及び日本空港ビルデング株式会社と当社との間には特別な関係はありません。なお、当社の大株主(第5位)である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有する株式(三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)については、京浜急行電鉄株式会社が議決権を留保しております。
 - ・取締役松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の大株主(第2位)であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。
 - ・監査役新村和弘氏は、株式会社松尾工務店の取締役企画開発副本部長を兼務しております。同社は当社の大株主(第2位)であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役小谷 昌氏は、当事業年度に開催した取締役会の67%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ・取締役松尾文明氏は、当事業年度に開催した取締役会の83%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・取締役朝井正昭氏は、当事業年度に開催した取締役会の100%に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・監査役神田政登氏は、当事業年度に開催した取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・監査役新村和弘氏は、平成24年6月28日就任以降当事業年度に開催した取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを審議いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。

取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。

複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。

監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。

使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。

必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。

取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。

各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

(5) 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。

グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。

グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社及びグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。

監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。

監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	366,297	流動負債	118,478
現金及び預金	94,637	1年内返済予定の長期借入金	36,000
売掛金	47,930	1年内返済予定のリース債務	29,840
短期貸付金	145,000	未払金	14,694
その他の流動資産	78,729	未払法人税等	10,329
固定資産	1,000,596	未払消費税	2,195
(有形固定資産)	816,301	前受金	181
建物	347,642	預り金	25,236
構築物	20,471	固定負債	438,541
機械装置	574	長期借入金	184,000
車両運搬具	38	リース債務	39,787
器具備品	4,368	繰延税金負債	22,117
土地	443,206	退職給付引当金	38,546
(無形固定資産)	11,609	預り保証金	5,000
借地権	3,891	長期預り金	130,000
のれん	4,625	負ののれん	19,090
その他の無形固定資産	3,093	負債合計	557,020
(投資その他の資産)	172,684	(純資産の部)	
投資有価証券	52,366	株主資本	797,409
関係会社株式	9,390	資本金	883,300
長期未収入金	55,000	資本剰余金	399,649
差入保証金	53,403	資本準備金	399,649
その他の投資その他の資産	2,525	利益剰余金	△ 475,583
資産合計	1,366,893	利益準備金	220,825
		その他利益剰余金	△ 696,408
		繰越利益剰余金	△ 696,408
		自己株式	△ 9,956
		評価・換算差額等	12,464
		その他有価証券評価差額金	12,464
		純資産合計	809,873
		負債純資産合計	1,366,893

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成24年 4月 1日〕
〔至 平成25年 3月31日〕

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		303,800
売 上 原 価		52,417
売 上 総 利 益		251,382
販売費及び一般管理費		234,700
営 業 利 益		16,681
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	7,680	
負ののれん償却額	4,165	
助成金収入	2,845	
還付加算金	2,369	
その他の営業外収益	993	18,053
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,609	
その他の営業外費用	499	12,108
経 常 利 益		22,626
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	128,054	128,054
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,164	2,164
税引前当期純利益		148,516
法人税、住民税及び事業税		7,697
当 期 純 利 益		140,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成24年4月1日〕
〔至 平成25年3月31日〕

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高 (千円)	883,300	399,649	399,649	220,825	△ 837,226	△ 616,401	△ 9,816	656,731
事業年度中の変動額								
当期純利益					140,818	140,818		140,818
自己株式の取得							△ 140	△ 140
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)								
事業年度中の 変動額合計 (千円)	—	—	—	—	140,818	140,818	△ 140	140,677
当期末残高 (千円)	883,300	399,649	399,649	220,825	△ 696,408	△ 475,583	△ 9,956	797,409

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高 (千円)	5,821	5,821	662,553
事業年度中の変動額			
当期純利益			140,818
自己株式の取得			△ 140
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)	6,643	6,643	6,643
事業年度中の 変動額合計 (千円)	6,643	6,643	147,320
当期末残高 (千円)	12,464	12,464	809,873

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用……………均等償却法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

② のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、10年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	347,609千円
土地	422,134千円
投資有価証券	36,291千円
計	806,034千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	36,000千円
長期借入金	184,000千円
計	220,000千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	474,042千円
----------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権

未収入金	5,984千円
短期貸付金	50,000千円

(4) 保証債務

次の関係会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。

㈱シティーリゾート	185,193千円
-----------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 受取補償金の内訳

サテライトかしまに関する東京電力 ㈱からの営業損害補償金	128,054千円
---------------------------------	-----------

(2) 固定資産除却損の内容

電話加入権、器具備品	2,164千円
------------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,666,000	—	—	17,666,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	79,127	1,758	—	80,885

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	1,758株
----------------	--------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)	
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,311,226
退職給付引当金	13,610
減損損失	23,609
その他	8,286
小計	1,356,733
評価性引当額	△ 1,356,733
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
土地	15,314
その他有価証券評価差額金	6,803
繰延税金負債合計	22,117
繰延税金負債の純額	
	22,117

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

(単位：%)	
法定実効税率	37.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.24
住民税均等割等	1.32
評価性引当金等の増減	△ 35.12
その他	0.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.18

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年2ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、各事業部門・経理部において取引先の状況を随時確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状態を継続的に見直しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	94,637	94,637	—
② 売掛金	47,930	47,930	—
③ 未収入金	49,192	49,192	—
④ 短期貸付金	145,000	145,000	—
⑤ 立替金	27,841	27,841	—
⑥ 投資有価証券	36,291	36,291	—
⑦ 差入保証金	50,000	49,804	△ 195
⑧ 長期未収入金	55,000	54,784	△ 215
資 産 計	505,892	505,481	△ 411
① 未払金	14,694	14,694	—
② 預り金	25,236	25,236	—
③ 長期借入金(1年内含む)	220,000	220,000	—
④ リース債務(1年内含む)	69,628	65,707	△ 3,920
⑤ 長期預り金	130,000	108,859	△ 21,140
負 債 計	459,559	434,498	△ 25,060

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金、④短期貸付金、⑤立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑦差入保証金、⑧長期未収入金

これらの時価は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に準じた利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

①未払金、②預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金に記載のものは、すべて変動金利であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務、⑤長期預り金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	25,465
差 入 保 証 金	3,403

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑥投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難とみられるため、「⑦差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	94,637	—	—	—
売 掛 金	47,930	—	—	—
未 収 入 金	49,192	—	—	—
短 期 貸 付 金	145,000	—	—	—
立 替 金	27,841	—	—	—
差 入 保 証 金	—	50,000	—	—
長 期 未 収 入 金	—	55,000	—	—
合 計	364,601	105,000	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	40,000
リース債務	29,840	29,840	9,946	—	—	—
合計	65,840	65,840	45,946	36,000	36,000	40,000

8. 有価証券に関する注記

(1) 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（貸借対照表計上額 5,000千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36,291	17,023	19,267
	小計	36,291	17,023	19,267
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		36,291	17,023	19,267

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 20,465千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、岩手県花巻市及び福島県南相馬市において、賃貸用の競輪の専用場外車券売場、(土地を含む)を有しております。平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は18,427千円(賃貸料収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
831,033	△ 18,386	812,647	729,163

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度の主な増減額は減価償却費であります。

3. 決算日における時価は、固定資産税評価額、不動産鑑定評価額の指標を用いて合理的に算定したものであります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の会社	㈱松尾工務店	被所有 20.3%	役員兼任	—	—	未収入金	5,984

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格の交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	㈱シティーリゾート	所有 直接 25.0%	資金援助 役員兼任	貸付金取引	50,000	短期貸付金	50,000
				債務保証	187,425	—	185,193

上記の取引の内容で「債務保証」とは、㈱シティーリゾートのリース債務に対し、連帯保証していることとあります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

(3) その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社等	㈱アーキテクトエム	—	—	保証金の差入	50,000	差入保証金	50,000
						長期預り金	130,000
その他の関係会社の子会社等	㈱サテライト横浜	—	役員兼任	業務受託	183,844	売掛金	30,919
				資金の回収	60,000	短期貸付金	95,000
				利息の受取	6,628	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格の交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	46円05銭
1株当たり当期純利益	8円01銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

花月園観光株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯貝和敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田叙男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、花月園観光株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月8日

花月園観光株式会社 監査役会

常勤監査役 下島正志 ㊦

社外監査役 神田政登 ㊦

社外監査役 新村和弘 ㊦

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	まつ お よしの すけ 松 尾 嘉之輔 (昭和30年2月12日生)	平成2年2月 当社入社 平成4年10月 当社総務企画部参事兼経理部長 平成5年6月 当社取締役総務企画担当兼経理部長 平成6年6月 当社専務取締役 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長 管理部門担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サテライト横浜代表取締役社長	100,128株
2	くら はし しげる 倉 橋 茂 (昭和26年7月7日生)	昭和49年4月 株式会社後樂園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成14年4月 同社飲食&物販部部长 平成15年8月 同社東京ドームシティ新規 事業推進プロジェクトチ ームサブリーダー 平成17年4月 同社マーケティング企画部 長 平成18年4月 当社顧問 平成18年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役副社長 営業部門担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サテライト横浜取締役	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	まつ お ふみ あき 松 尾 文 明 (昭和21年8月4日生)	昭和51年11月 株式会社松尾工務店入社 平成元年12月 同社取締役 平成7年4月 同社常務取締役 平成11年4月 同社専務取締役 平成13年4月 同社取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役社長 (現任) 平成14年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松尾工務店代表取締役社長	16,877株
4	あき い まさ あき 朝 井 正 昭 (昭和17年1月8日生)	昭和40年4月 株式会社後樂園スタジアム (現株式会社東京ドーム) 入社 平成10年4月 同社取締役 平成14年4月 同社常務執行役員 平成16年4月 同社取締役常務執行役員 平成19年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年4月 株式会社東京ドーム代表取 締役専務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役副社長執行 役員	—
※5	はら だ かず ゆき 原 田 一 之 (昭和29年1月22日生)	昭和51年4月 京浜急行電鉄株式会社入社 平成19年6月 同社取締役 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役(現任) 平成23年6月 同社グループ戦略室長 (現任) (重要な兼職の状況) 京浜急行電鉄株式会社専務取締役	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者松尾嘉之輔氏は、株式会社サテライト横浜の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社は競輪の車券発売施設において競業関係にあり、また、業務受託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者倉橋 茂氏は、株式会社サテライト横浜の取締役を兼務しており、当社と同社は競輪の車券発売施設において競業関係にあり、また、業務受託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に建築工事等の取引関係があります。
5. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6. 取締役候補者松尾文明、朝井正昭、原田一之の3氏は、社外取締役候補者であります。
7. 取締役候補者原田一之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由
 - ① 松尾文明氏につきましては、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 朝井正昭氏につきましては、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 原田一之氏につきましては、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
 - ① 松尾文明氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
 - ② 朝井正昭氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
 - ③ 原田一之氏は、新任の社外取締役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区日本大通11番地
横浜情報文化センター6階 情文ホール
電話 045(664)3737(代表)



交通機関

- ◎みなとみらい線「日本大通り駅」
 - ③出口：情文センター口より0分
- ◎JR京浜東北線・横浜市営地下鉄「関内駅」
より徒歩約10分
- ◎横浜市営バス「日本大通り駅県庁前」バス停より徒歩1分
 - ◆横浜駅東口バスターミナル(そごう横浜店1F)より
 - ②乗場：8・58系統
乗車約15分
 - ◆桜木町駅バスターミナルより
 - ①乗場：20系統
 - ②乗場：8・58系統
 - ③乗場：21・158系統
乗車約10分